

令和5年仙台市はたちの集い上映用映像制作業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年仙台市はたちの集い上映用映像制作業務

2 目的

令和5年仙台市はたちの集いにおいて、式典開始前および式典にて映像を上映することで、成人としての社会的責任を改めて自覚し、仙台への愛着を深めてもらうとともに、今後の積極的な社会参画を促すことを目的とする。

※令和4年4月の民法改正による成年年齢引き下げ後も、仙台市は従来どおり20歳の方を対象にした式典を開催する。

3 履行期間

着手日から令和4年12月21日（水）まで

4 委託業務内容

(1) 企画・制作

令和5年仙台市はたちの集い当日の式典開始前および式典中に、会場内のスクリーンで上映する映像の企画・制作を委託する。

- ・以下の4本の映像について、プロポーザルでの企画提案内容をもとに、仙台市生涯学習課及びはたちの集い運営スタッフと十分に協議を行った上で内容を決定し、制作を行うこと。
- ・生涯学習課に対し、令和4年10月14日（金）までに各①～④映像について納期までの詳細なスケジュールを提出すること。

① 恩師からのお祝いメッセージ動画（式典前放映）

- ・各学校の教員が撮影した動画を編集し、式典参加者に対するお祝いや応援メッセージの映像を制作すること。なお、教員への動画撮影依頼は生涯学習課が行う。

② 仙台市出身もしくは在仙のスポーツ選手や芸能人からのお祝いメッセージ動画（式典前放映）

- ・仙台市にゆかりのある知名度の高い有名人などを起用し、二十歳を迎えたことを喜び励ますメッセージ映像を制作すること。
- ・仙台市在住企業の代表取締役等によるお祝いメッセージについては、生涯学習課同行のもと直接撮影を行うこと。なお、撮影日程の調整は生涯学習課にて行う。（参考：令和4年成人式撮影回数3回）
- ・YouTubeへの掲載に承諾が得られない方がいた場合は、会場内での放映用とYouTube掲載用の2種類を制作すること。

③ はたちの集い運営スタッフ動画（式典前放映）

- ・公募により決定した運営スタッフの意見を踏まえて作り上げる映像の企画・制作を行う

こと。

【例】 参加者の成長エピソード集や仙台の紹介動画、式典カウントダウン動画 等

- ・制作過程においては、令和4年10月～令和5年1月までの運営スタッフ会議に月2回程度参加し、スタッフの意見を取り入れながら進行管理及び支援を行うこと。
- ・運営スタッフの撮影や音声の録音を行う場合は、スタッフ間の日程調整や撮影場所の交渉を行うこと。なお、撮影料等の費用負担や撮影許可手続きについては、委託の中で対応すること。

④ 式典内アトラクション企画動画（式典中放映）

- ・①、②のお祝いメッセージ動画から抜粋し、ダイジェスト動画を作成すること。
- ・動画放映後に予定しているアトラクションにつながるよう動画内の演出を工夫すること。

(2) 映像仕様

- ・上記①～④の4本について、1本あたり5～10分程度の映像を、企画提案書により提案する。
うち、③のはたちの集い運営スタッフ動画については、企画提案書において2本提案し、契約に至った場合、運営スタッフとともに内容を検討後、1本制作する。
- ・ナレーション及び音響付きとする。
- ・動画①～④について、仙台市公式 YouTube チャンネル（せんだい Tube）にて公開予定（公開期間は令和5年1月9日～令和5年3月末を予定）。音源等の著作権や肖像権に留意し、著作権料が発生した場合は委託の中で対応すること。
※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、式典のオンライン配信を行う場合があるため、配信可能な音源等を使用すること。
- ・DVD-Rへ書き込みしたものを成果物として生涯学習課へ納品すること。データ形式は相談のうえ決定する。

(3) 参考情報

① その他上映映像について

仙台市が提供している以下の映像を上映予定であるため、内容が重複しないように留意すること。

- ・「仙台市観光PR映像」<https://youtu.be/TDf88tkQPgc>
- ・「仙台市シティプロモーション映像」（最新版）<https://youtu.be/xH9kGnlAnpI>

② 令和5年仙台市はたちの集い概要

- ・日時 令和5年1月8日（日）

第一部：12時～12時30分（開場：11時）【青葉区・泉区在住の方】

第二部：15時～15時30分（開場：14時）【宮城野区・若林区・太白区在住の方】

- ・会場 カメイアリーナ仙台（仙台市体育館）
- ・対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの仙台市民等約11,000人（令和4年7月31日現在）
- ・式典内容 市長式辞、議長祝辞、誓いの言葉

※令和4年8月時点の予定のため、状況により変更となる可能性あり。

5 履行方法

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務担当者を選任し、本市に報告すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、仙台市及び受注者は十分な連絡を取り合い、その都度進捗状況を確認するものとする。また、受注者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。
- (3) 本業務の実施に関して、他の業者と打合せを行った場合には、その内容を書面にて速やかに仙台市に報告すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、仙台市と協議の上、その指示を受けること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注者が承諾したときに限り、すでに受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (4) 受注者及び関係者は、上記(2)、(3)に該当する場合、発注者及び発注者が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受注者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (7) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

7 その他

成果物を譲渡もしくは改変して利用してはならない。ただし、仙台市生涯学習課の承諾がある場合はこの限りではない。